太田市立生品小学校 校 長 茂木 真博

学校感染症と出席停止について

あなたのお子さんは、下記の病気があるため学校保健安全法第19条の規定により 月 日より 約 日間出席停止となりますので、医師<u>が登校可能と判断する</u>まで、学校を休ませてください。 なお、医師に<u>報告書</u>を記入していただき、登校する日に持参してください。

| | | 病 名 | 出席停止の期間 |
|---|----------|------------------------------------|---|
| | | エボラ出血熱 | |
| | | クリミア・コンゴ出血熱 | |
| | | 痘そう | |
| | | 南米出血熱 | |
| 第 | | ペスト | |
| | | マールブルグ病 | |
| 1 | | ラッサ熱 | 治癒するまで |
| | | 急性灰白髄炎 | |
| 種 | | ジフテリア | |
| | | 重症急性呼吸器症候群 | |
| | | (病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る) | |
| | | 中東呼吸器症候群 | |
| | | (病原体がMARSコロナウイルスであるものに限る) | |
| | | 鳥インフルエンザ | |
| | | (病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス | |
| | | であってその血清亜型がH5N1であるものに限る) | |
| | | 新型インフルエンザ等感染症・及び新感染症 | |
| | | 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後5日、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで。 |
| | | インフルエンザ | 発症した後5日、かつ解熱した後2日を経過するまで。 |
| | | (鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症を除く) | 特有の咳が消失するまで。または5日間の適正な抗菌性 |
| 第 | | 百日咳 | 物質製剤による治療が終了するまで。 |
| 矛 | П | 麻しん(はしか) | |
| 2 | | | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経 |
| ~ | | 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | 中下版、領下版文は古下版の腫脹が光況した後3日を程 過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| 種 | \vdash | 風しん(三日ばしか) | 過し、がう、主身状態が良好になるより 発しんが消失するまで |
| 性 | ╫ | | すべての発しんが痂皮化するまで |
| | H | <u> </u> | 主要症状が消退した後、2日を経過するまで |
| | | | <u> </u> |
| | | 結核 | ないと認めるまで |
| | | BALLA YY 그는 YE BALLA YY | 症状により学校医等において感染のおそれがないと認め |
| | | 髄膜炎菌性髄膜炎 | られるまで |
| | | コレラ | |
| 第 | | 細菌性赤痢 | |
| | | 腸管出血性大腸菌感染症 | 症状により学校医その他の医師において |
| 3 | | 腸チフス | 感染のおそれがないと認めるまで |
| | | パラチフス | |
| 種 | | 流行性角結膜炎 | |
| | | 急性出血性結膜炎 | |
| | | | A155550000 |

令和5年5月8日現在

報告書

太田市立生品小学校長 様

年 月 日 ~ 年 月 日まで出席停止

上記の者は、経過観察が終了し登校可能と判断します。

医療機関名:医師名